各種団体の統廃合について

1 都市内分権推進計画における各種団体の統廃合について

【都市内分権推進計画(12P)】から抜粋

- 1 各種団体の統廃合については、従来から分野別に活動している団体のうち、<u>類</u>似の目的を持った団体について、当該団体と協議を行いながら統廃合すること。
- 2 各地区に住民自治協議会が設置され、<u>団体の業務を住民自治協議会で担った場</u> 合、当該団体を住民自治協議会へ統合すること。

2 現状及び課題

- 1 既に、都市内分権推進室での調査で、類似目的で統合が可能と考えられていた 青少年育成分野及び選挙事務分野などの団体についても、専門部会での意見や事 務局で再確認する中で、**現状においては、早期の統廃合の合意はむずかしい**。
- 2 住民自治協議会は、既存各種団体のネットワーク及び相互補完により構成されることとしていることから、各種団体が住民自治協議会の構成員となることで、 必然的に活動の担い手が確保されることになる。
 - 一方、各種団体の統廃合は、住民自治協議会における活動の担い手を失う可能性がある。
- 3 団体を統廃合した場合であっても、当該団体へ依頼する事務事業をそのまま住 民自治協議会等へ移行するのであれば、**地区全体が抱える負担は、現状のままと** 変わらない。

3 今後の対応について

- 1 地区全体の抱える負担軽減の観点からも、市からで依頼事務を見直すことが、 まず必要である。
 - この見直しの過程において、統廃合可能な場合は、見直しを行っていく。
- 2 現状において、早期の各種団体の統廃合の合意がむずかしい中、**各種団体が 住民自治協議会の構成団体となり**、住民自治協議会を運営することが現実的である。
- 3 <u>各種団体の統廃合</u>は、各地区に設立される住民自治協議会の活動を通じ、地区(地域)の実情に応じた住民の意向を十分に尊重する。